

川崎市中原区社会福祉協議会ボランティア銀行なかはら運営委員会
福祉活動助成要領

1. 趣旨

川崎市中原区社会福祉協議会（以下「本会」という。）ボランティア銀行なかはら運営委員会設置要綱第4条第1項に基づき、ボランティア銀行なかはらに寄せられた寄附金を、地域福祉活動を行っているグループ及び福祉団体の自主的な活動の育成支援として、助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

2. 助成対象

年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかとなっており、中原区内で福祉領域の活動をし、自主運営を行っている概ね次のグループ及び団体とする。ただし、本会第9種及び第10種会員は対象外とする。

- （1）組織や事業の運営についての重要事項、代表者および所在地が定まっているグループ及び団体であること。
- （2）これまでに具体的な事業がない場合、準備などの活動を行ってきた実績があるグループ及び団体であること。
- （3）会費徴収等自主財源が確保されているグループ及び団体であること。
- （4）ボランティアグループ及び当事者団体については、定期的な会員の募集を行っており、地域に定着していること。
- （5）その他運営委員長が適当と認めるグループ及び団体。

3. 助成額

- （1）助成額は、原則として本会の予算の範囲内において、1グループ・団体につき5千円～3万円とする。ただし、本会会員はその上限額を5万円とする。
- （2）新規グループ・団体を設立する場合は、準備期間から設立総会日までの期間に1回のみの助成とし、その上限額を5万円とする。
- （3）助成金を申請するグループ・団体が、国・県・市・共同募金等の公的な補助や助成を受けている場合は、対象外とする。
- （4）助成額の決定は、運営委員会にはかり運営委員長が行う。

4. 助成金の使途

この助成は、自主的な活動に対するものであり、その使途については、概ね次の内容とする。ただし、人件費充当は対象外とする。

- (1) 学習会、講演会等の開催にかかる諸経費の一部及び機材購入にかかる経費の一部。
- (2) 年次活動経費の一部。
- (3) 新規設立にかかわる会議費及び広報活動費の一部。
- (4) その他運営委員長が適当と認める経費の一部。

5. 申請方法及び報告

- (1) 別紙「申請書」に所定の事項を記入し、関係書類（事業計画・予算書・事業報告書・決算書・会則・会員名簿）を添付の上、運営委員長に提出するものとする。
- (2) 助成を受けたグループ・団体は、当該年度事業終了後、本会が指定する日までに所定の「報告書」を運営委員長に提出するものとする。

6. その他

- (1) この助成金は申請書の内容に変更・取消またはこの要領と合わない部分が生じた場合は、運営委員長あて報告し、指示をあおがなければならない。その場合、助成金の一部もしくは全額を返還させることがある。
- (2) 年度事業途中においても、助成金の関わる事業について、助成を受けたグループ・団体に対し状況を聞くとともに、助言を行うことができる。
- (3) その他この要領に定めるものの他、必要な事項は運営委員長が別に定める。

付則	この要領は、平成13年11月15日より施行する。
	この要領は、平成16年10月29日より改正する。
	この要領は、平成19年 4月 1日より改正する。
	この要領は、平成21年 6月 1日より改正する。
	この要領は、令和 2年 4月 1日より改正する。
	この要領は、令和 3年 2月 2日より改正する。